

○ 山口県警察の警備実施に関する訓令

令和 8 年 3 月 1 9 日

本部訓令第 1 6 号

(概要)

この訓令は、山口県警察警備実施要則（昭和 3 9 年山口県公安委員会規程第 3 号）に基づき、山口県警察における警備実施の適正な運営を図るため、必要な事項を定めたものである。